

○久米島町結婚披露宴助成金支給規程

(目的)

第1条 この訓令は、久米島町結婚披露宴助成金支給条例(平成21年久米島町条例第3号。以下「条例」という。)及び久米島町結婚披露宴助成金支給規則(平成21年久米島町規則第2号。以下「規則」という。)の規定に基づく結婚披露宴助成金(以下「助成金」という。)の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格の審査)

第2条 条例第2条第1項3号で定める共通資格要件の確認については、久米島町税等収納状況確認表により、次に定める関係各課において確認し、審査するものとする。

- (1) 税務課(町民税、固定資産税、軽自動車税)
- (2) 福祉課(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料)
- (3) 教育課(幼稚園保育料・入園料)
- (4) 学校給食センター(給食費)
- (5) 環境保全課(公営住宅家賃)
- (6) 上下水道課(水道料金、下水使用料)
- (7) 総務課(町有地貸地料)

(重要事項の確認)

第3条 規則第3条第1項で定める助成金の支給に係る重要事項の説明については、久米島町結婚披露宴助成金重要事項説明書(以下「説明書」という。)によるものとし、当該説明書に申請者の署名をした上で申請者には当該説明書の写しを交付するものとする。

(交付決定等)

第4条 町長は、規則第3条の申請を受けたときは、申請に係る書類を審査し、これを認めたときは久米島町結婚披露宴助成金交付決定通知書により交付決定を行うものとする。また、この申請が認められないときは久米島町結婚披露宴助成金交付却下通知書により却下の通知を行うものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

(様式)

第6条 この訓令で用いる書類の様式は、別記様式に定めるところによる。ただし、この様式により難しいときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条関係)

様式番号	名称	関係条文	備考
第1号	久米島町税等収納状況確認表	第2条	様式は、別に定める。
第2号	久米島町結婚披露宴助成金重要事項説明書	第3条	
第3号	久米島町結婚披露宴助成金交付決定通知書	第4条	
第4号	久米島町結婚披露宴助成金交付却下通知書	第4条	